

## 国際モータースポーツ競技規則の一部改正にともなう 国内におけるレース競技への参加資格等の変更について

2016年国際モータースポーツ競技規則の一部が改正（下記参照）されたことにともない、国内におけるレース競技への参加資格等の変更についてお知らせいたします。

### 【国際モータースポーツ競技規則抜粋】

**2.3.6.a.ii** For *Competitions* counting towards the F4 Championships certified by the *FIA*, any *ASN* which demonstrates, to the satisfaction of the *FIA*, the insufficiency on its national territory of Circuits for organising F4 *Competitions* may authorise its licence - holders holding a national *Licence* to take part in F4 *Competitions* on the territory of an *ASN* of a country having a common border (provided that, in the case of a maritime border, the *FIA* deems the additional country to have the appropriate geographical relationship) with it. In such a case, Article 2.3.6.a above shall not apply.

F4競技を組織するためのサーキットが自国内の管轄領域に不足していることをFIAが納得する証明を行うASNのすべては、共通の国境を有する国（ただし、国境が海上の場合、FIAは追加の国を適切な地理的關係にあるとみなすことを条件とする）のASNの管轄領域内で行われるF4競技へ自国の国内ライセンス所持者の参加を許可することができる。この場合、上記第2条3項6aは適用されない。

（参考）

**2.3.6.a** If the *National Competition* forms part of a *National Championship*, cup, trophy, challenge or series, *Competitors* and *Drivers* who are foreign licence - holders will not be eligible to score points in the classification of the said *Championship*, cup, trophy, challenge or series. The allocation of points in the ranking of the said championship, cup, trophy, challenge or series must be done without taking the *Competitors* and *Drivers* who are foreign licence - holders into account.

もし、この国内競技が国内選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズの一戦として構成されている場合、外国のライセンス所持者である競技参加者および競技運転者は当該選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズの順位のポイントを獲得する資格がないものとする。そのような選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、またはシリーズのランキングのポイント配分は、国外ライセンスを所有する競技参加者および競技運転者を考慮することなく行われなければならない。

### 1 国内で開催するFIA-F4選手権への参加資格等について

#### (1) ドライバー

- ① 有効なJAF発給の国内競技運転者許可証A以上の所持者であること。
- ② JAF以外のASNが発給した有効な上記①以上の許可証所持者であること。

#### (2) エントラント

- ① 有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者であること。
- ② JAF以外のASNが発給した有効な競技参加者許可証の所持者であること。

ただし、上記(1)②および(2)②については、許可証を発給したASNの国にFIA-F4を開催するサーキットが不足しているとFIAが認めている場合に限る。

## 2 国内競技規則 2-1-1 「国内競技」の取扱いについて

J A F 以外の A S N 発給許可証所持者が日本の国内競技に参加する場合、その対象となる競技および条件等は下表のとおりとする。

種目	レース
対象競技	国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべての J A F 公認競技（全日本選手権および地方選手権競技を含む）のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。
参加資格	J A F 以外の A S N が発給したレース競技に有効な競技運転者許可証（国際 A は除く）を所持する満 18 歳以上のドライバー。 満 16 歳以上 18 歳未満で上記の競技運転者許可証を所持するドライバーについては、 ①スーパー F J ② F 4 ③上記①②の車両と同等性能であると認められた車両（F I A - F 4 等）。 なお、F I A - F 4 を除き J A F 以外の A S N が発給する競技参加者許可証所持者の参加は認めない。
参加条件	1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を発給した A S N が当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。 2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証の有効の範囲を確認すること。 3 当該ドライバーは、J A F 発給の競技参加者許可証を所持する参加者から出場すること。 4 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他の J M R C シリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントは一切与えられない。 ただし、国際モータースポーツ競技規則（第 2 条 3 項 6）に基づき、日本に隣接しているとみなされる国で、その国内に F I A - F 4 選手権を開催するためのサーキットが不足していると F I A が認めた国の国内競技参加者許可証、および国内競技運転者許可証の所持者が、日本国内で開催される F I A - F 4 選手権に参加する場合を除く。

以上



一般社団法人

**日本自動車連盟**

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30

**モータースポーツ部**

日本自動車会館13階 TEL:03-3578-4936